

【概要版】大山町新型インフルエンザ等対策行動計画(令和8年5月22日改定)

1.改定の背景

- 大山町新型インフルエンザ等対策行動計画(町行動計画)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画(政府行動計画)及び、県が策定する鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画(県行動計画)を踏まえて策定するもので、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして平成27年3月に策定した。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年1月に県行動計画が全面的に改定された。
- 大山町においても国、県の計画改定を踏まえ、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施するため本計画を改定する。

2.改定までの流れ



3.計画の目的

前計画から変更なし

- (1)感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
- (2)町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

4.改定の概要

- 発生段階(6期)を対応時期(3期)へ変更
- 対策項目を現行の5項目から7項目へ変更
- 時期区分を軸とした構成から、対策項目を軸として各項目を対応時期(3期)に分けた構成へ変更
- ワクチン接種に関した取り組みを充実

◆時期区分の再設定

改定前 (発生段階)	改定後 (対応時期)	
未発生期	準備期	発生前の段階
海外発生期	初動期	県内で発生した場合を含め、国内及び世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
県内未発生期		
県内発生早期		
県内感染期	対応期	<ul style="list-style-type: none"> 封じ込めを念頭に対応する時期病原体の性状等に応じて対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
小康期		

◆対策項目の拡充

※新規・拡充部分は下線

改定前	改定後(主な取組み内容)	
①実施体制	①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、医療機関等との連携の強化 平時における人材確保・育成や実践的な訓練等の実施 全庁的な対応と迅速な対策の実施に必要な予算の確保
②情報提供・共有	②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への感染症危機に関する情報提供・共有 双方向のコミュニケーションの体制整備と実施 感染症危機下での<u>偏見・差別や偽・誤情報への対応</u>
③まん延防止	③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 換気、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及
④予防接種	④ <u>ワクチン</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>ワクチン接種に必要な資材の確保やワクチン供給体制等、接種体制の整備と実施</u> 予防接種に係る情報について町民へ周知 <u>接種記録の管理</u> <u>健康被害救済の情報提供、相談、申請対応</u> <u>DXの推進</u>
	⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する健康観察及び生活支援への協力
⑤町民生活及び地域経済の安定の確保	⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄、備蓄状況の確認
	⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について適切な仕組みを整備 必要な衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄 要配慮者等への生活支援 メンタルヘルス対策 教育及び学びの継続に関する取組等の支援